



県章

# 山形県公報

平成29年7月21日(金)  
第2863号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……759
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……760
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……761
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……762

### 公 告

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……763

## 告 示

### 山形県告示第525号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成26年4月1日から平成28年1月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
北俣の一部
- 5 認証年月日  
平成29年7月10日

### 山形県告示第526号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成26年4月1日から平成28年1月22日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
生石の一部
- 5 認証年月日  
平成29年7月10日

#### 山形県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営十一カ村堰地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営十一カ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年7月21日から同年8月21日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営月光川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営月光川地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年7月21日から同年8月21日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年7月21日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市荒沢字笹根山20番57から 同 まで	旧	37.7 メートル } 18.3	48 メートル
鶴岡市荒沢字笹根山20番29から 同 まで		32.5 メートル } 19.2	41 メートル
鶴岡市荒沢字笹根山20番57から 同 まで	新	24.1 メートル } 18.3	48 メートル
鶴岡市荒沢字笹根山20番29から 同 まで		32.5 メートル } 19.2	41 メートル

#### 山形県告示第530号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小国町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
小国町都市計画区域内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年6月14日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量、数値図化）

#### 山形県告示第531号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県山形空港事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形空港周辺
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年7月5日から平成30年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第532号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月21日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	南館支店	〃 南館五丁目4番 36号	〃 〃
〃	桜町支店	〃 桜町7番35号	〃 〃

を

〃	南館支店	〃 南館五丁目4番 36号	〃 〃
---	------	------------------	-----

に、

株式会社きらやか銀行 本町支店	山形市旅籠町三丁目2 番3号	〃 県庁支店
--------------------	-------------------	--------

を

株式会社きらやか銀行 本町支店	山形市旅籠町三丁目2 番3号	〃 県庁支店
〃 桜町支店	〃	〃 〃
〃 七日町支店	〃	〃 〃

に、

〃 宮町支店	〃 宮町一丁目13番 12号	〃 〃
〃 七日町支店	〃 桜町7番35号	〃 〃

を

〃 宮町支店	〃 宮町一丁目13番 12号	〃 〃
--------	-------------------	-----

に改める。

附 則

この規程は、平成29年7月24日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成29年6月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成29年6月15日付けで山形県知事から通知があった。

平成29年7月21日

山形県監査委員	伊 藤 重 成	
山形県監査委員	鈴 木 孝	
山形県監査委員	武 田 一 夫	
山形県監査委員	加 藤 香	

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税政課	<p>（特別徴収義務者調査の更正処理について）</p> <p>産業廃棄物税に関する特別徴収義務者調査のうち1件について税額の更正を要するものがあった。しかし、追加税額が僅少ということもあり、更正せず、次回の申告書に追加して申告納入するよう指導を行っていた。</p> <p>税額の更正を要するものについては、金額の多寡にかかわらず、事実確認後、速やかに更正処理をする必要がある。</p>	<p>本指摘事項については、不適切な事務処理として、平成28年9月26日付け税第226号総務部長通知にて各総合支庁長宛て文書注意を行った。</p> <p>また、平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、本指摘事項について説明の上注意喚起を行い、再発防止を徹底した。</p>
税政課	<p>（税務システム接続のためのパスワードの定期的な変更について）</p> <p>「窓口専用端末操作用ID」のパスワードについては1箇月毎に変更されることになっている。しかし、一部の総合支庁において奇数の月と偶数の月で2つのパスワードを交互に使用していた。</p> <p>税務システム操作のIDパスワードについては、情報管理の徹底を図るため、「税務総合電算システム運用管理要領」や「山形県情報セキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、適切なパスワード変更が必要である。</p>	<p>平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、パスワードの適正な管理・運用について注意喚起を行った。</p> <p>この他、人事異動に伴う税務電算システム利用者IDに係る手続等について、平成29年3月13日付け税第402号総務部税政課長通知を各総合支庁税務担当課（室）長宛て発出し周知を図るとともに、同年4月20日～21日に新任税務職員税務システム研修会を開催し、IDパスワードの適正な運用について指導を行った。</p> <p>今後も、各種会議等の機会を捉え、IDパスワードの適正な運用を徹底する。</p>

平成29年7月21日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年7月21日発行 発行人 山形県